

横浜市では民有地の緑化を助成します

募集のご案内

市街地において、緑を創出し、公開性や視認性の高い緑化などの効果的な緑化を推進するため、その経費の一部を助成します。

助成の対象

対象建築物	<ol style="list-style-type: none"> 市内の建築物(建築予定及び建築中のものを含む。)で、建築基準法及び都市計画法の法令に適合しているもの 本緑地に関して他の助成等を受けていないこと。 国、地方公共団体その他の公共団体若しくはこれらの者に準ずる者が所有する建築物でないこと。 申請する年度内に、この要綱に基づき助成を受けていないもの
対象区域	敷地が市街化区域内にあるもの
対象緑化	建築物の屋上、壁面及び地面の緑化。ただし、法令等により緑化率の定めがある場合は、その基準を超えた部分の緑化とします。
対象面積	<ol style="list-style-type: none"> 建築物の屋上及び壁面の緑化面積の合計が3㎡以上 鶴見区、神奈川区、西区、中区及び南区における公開性又は視認性のある緑化の場合、緑化面積が10㎡以上
植栽の基準	樹木緑化 高木、中木又は低木からなる樹木による緑化(つる性木本は含みません。)
	芝等緑化 芝、地被類、多年生草本(タケ・ササ類を含む。)による緑化とします。
	その他緑化 樹木緑化及び芝等緑化以外の菜園等による緑化とします。 ただし、その他緑化による植栽については、対象となる合計緑化面積の2分の1未満までとし、しゅん工時に適切に緑化されているものとします。
対象工事期間	申請した年度内に緑化工事の完了が可能なもの
助成の条件	<ol style="list-style-type: none"> 日照及び良好な土壌環境の確保等に配慮すること。 周辺環境に悪影響を及ぼさないこと。 助成を受けた翌年度から5年間は樹木等の育成管理に努め、維持管理状況を報告すること。 緑化の普及啓発へ協力が可能なもの

対象経費

- 緑化に係る基盤整備及び排水施設の工事費
- 緑化に係る基盤整備及び排水施設に要する材料、土壌及び樹木等(「その他緑化」に係るものを除く。)の購入費
- 樹木等の植栽費
- 地面緑化に係る沿道部分のブロック塀及びフェンス等の撤去費

助成金額

- 次のいずれか少ない額が上限額となります。
- 対象経費の額の1/2
 - 樹木緑化：2万円/㎡として算出した額
 - 芝等緑化、その他緑化及び壁面緑化：1万円/㎡として算出した額
 - 1件当たり100万円、又は1件当たり500万円

※②と③の緑化を行う場合は合算した額になります。
※④の詳細につきましては、お問い合わせください。

申請受付

募集期間 毎年度4月1日～翌年1月31日

受付窓口：環境創造局 みどりアップ推進部 みどりアップ推進課
横浜市中区港町1-1(関内中央ビル6階)

受付時間：土・日曜日・祝日を除く8:45-17:15

TEL.045-671-3447 FAX.045-224-6627

E-mail:ks-ryoka@city.yokohama.jp

※申請等で窓口へお越しになられる際は、なるべく事前に電話等で連絡をお願いします。

※申請内容が予算の範囲を超えた時点で、受付を終了いたします。
※維持管理助成は、希望する各年度で申請をしてください。

「民有地における緑化の助成」のホームページ
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/midoriup/jigyo/midori/minyuchiryoka/>
または

横浜市民有地緑化助成

検索

民有地緑化のおすすめ

横浜で土地・建物をお持ちの方や事業主の皆さんへ

緑をつくる

民有地緑化助成事業

屋上・壁面・地面の緑化に助成を行います!

緑あふれる魅力的な街のために



横浜みどりアップ計画

市では、「緑豊かな横浜を次世代に」継承するため、横浜みどり税を財源の一部に活用し、取組を進めています。

横浜市がバックアップ

市民が実感できる緑を創出する取組の推進

民有地での緑の創出

緑の環境をつくり育てる条例や緑化地域制度等の法令で定める基準以上の緑化を行う市民・事業者に対し、緑化費用の一部を助成します。

鶴見区、神奈川区、西区、中区及び南区における公開性や視認性のある場所で、生物多様性の向上に寄与する緑化に対し、助成を拡充。

※公開性とは…広く一般の人が立ち入れること等
 ※視認性とは…広く一般の人が目に見ることができること等

民有地における緑化の助成

緑化・維持管理の助成

対象場所	対象緑化事業	対象内容	緑化面積	助成額上限
市内の建築物	屋上	樹木緑化 芝等、その他緑化	3㎡以上	100万円/件
	壁面	多年生、つる性木本、 パネル等による緑化		
鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区 公開性又は視認性のある場所	屋上	樹木緑化 芝等、その他緑化	10㎡以上	500万円/件
	壁面	多年生、つる性木本、 パネル等による緑化		
	地面	高木、中木以上の 樹木緑化等		
鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区 公開性又は視認性のある 屋上・壁面緑化の整備場所	維持管理	委託費 備品等購入費	-	50万円/年 (うち備品等購入費は 5万円/年)

公開性・視認性・生物多様性のある緑化とは

屋上で



- ▲屋上庭園を開放してイメージアップ (公開性◎)
- ▲一般の人が目に見ることができる屋上を緑化して都市景観の美観向上 (公開性◎)

壁面で



- ▲ビルの壁や柱を緑化して都市景観の美観向上 (視認性◎)
- ▲オフィスや自宅の壁を緑化して都市環境の向上に貢献 (視認性◎)

地面上で



- ▲道路沿いやオープン空間の都市環境の向上に貢献 (視認性◎)
- ▲オープンガーデンを作って自慢のお庭を公開 (公開性◎)
- ▲敷地の一部を生き物に配慮した緑地にして広く一般に開放 (公開性◎)

